

第四次長野市総合計画

基本構想

まちづくりの基本方針編

- ・ 第1章 行政経営の方針・素案たたき台
- ・ 第2章 まちづくりの方針（施策の大綱）・素案たたき台

目標編

- ・ 第4章 土地利用構想・素案たたき台

この素案たたき台は、各部会での分野ごとの議論に際して、全体の内容を参考にご覧いただけるよう、現段階の素案たたき台をまとめたものです。各部会での議論により今後の内容が変わりますのでご承知ください。

平成18年1月

第四次長野市総合計画の使用語句について

- 1 計画中で頻繁に使用する語句について、概ね以下の事例により使用するものとする。(協働して取り組む施策・事業を含む。)

推進・・・主に市として取り組むべき施策・事業、または進めている施策・事業

(例) 健康づくりの推進、協働体制の推進

促進・・・直接市が行う施策・事業ではないが、進み方がはかどるようにするべき施策・事業

(例) 社会参加の促進、芸術活動の促進

整備・・・主に市として未完成の体制などを完全なものにすること。また、新築、改築、改修など、施設を使えるような形に整えること。

(例) 施設の整備、支援体制の整備、環境の整備

充実・・・主に市として体制や施策・事業等の内容をレベルアップすること。また、施設の設備等を改善したり、増やしたりすること。

(例) 消防体制の充実、相談体制の充実

形成・・・主に市として取り組むことによって目標の状態をかたちづくること。

(例) 社会の形成、文化の形成

第1章 行政経営の方針

本市を取り巻く社会経済情勢や行財政の変化の中において、多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、限られた「行政の経営資源」¹をより効率的・市民本意位に活用し、これからのまちづくりを進めるための方針を、ここに掲げます。

この方針は、第2章のまちづくりの方針（施策の大綱）を推進するための基本的な方針でもあります。

1 役割分担と協働によるまちづくりの推進

- ・市民、地域、関係団体等や行政が果たすべき役割分担を明確化にし、それぞれの協働²によるまちづくりを推進します。
- ・市民に向けて分かりやすく透明性を確保した行政情報を提供し、施策形成の過程から積極的に市民が参画できる環境を整備します。

2 地域の個性をいかした住民自治の推進

- ・市民や地域の自己決定・自己責任による、地域社会の形成に向けた活動を、積極的に支援します。

3 地方拠点都市としての先導的役割の充実

- ・国・県からの権限や財源の移譲を促進し、中核市³制度の一層の充実と地方分権の推進を図り、地方自治の自主性と自立性を高め、市民生活に密着したまちづくりを推進します。
- ・長野広域連合³の中心的自治体として広域行政の充実・強化を図り、効率的な事務処理や住民サービスの提供を推進します。

4 行政改革の推進と効率的な行財政運営

- ・行政のスリム化、効率化による小さな市役所の実現を目指します。
- ・民間活力の積極的な活用を図り、一層の行政改革の推進による、行政運営を推進します。
- ・民間活力の積極的な活用を図り、一層の行政改革による行政運営を推進し、行政のスリム化、効率化による小さな市役所の実現を目指します。
- ・適正な負担と財源の安定的な確保を図り、効率的な配分により健全な財政運営を推進します。

5 成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進

- ・市民ニーズや行政課題に即応できる組織体制や人材の育成等を積極的に進めるとともに、市民に提供するサービスや事業の成果を検証し、その結果を重視した、市民の満足度を高めていく行政経営を推進します。

- 1 行政の経営資源・・・ 行政が保有している、人材、人脈などの人的資源（ヒト）・土地、建物、設備など物的資源（モノ）・予算、資金（カネ）などの行政活動を行うための資源のこと。
- 2 協働・・・ 市民と行政等の各主体が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって働くこと。
- 3 中核市・・・ 人口30万人以上で、面積100km²以上（人口50万人未満の場合）の都市を対象として、政令指定都市に準じた事務権限を都道府県から移譲された市のこと。
- 4 長野広域連合・・・ 広域的な事務や各市町村が単独で行うことが難しい高度な事務などを処理するための広域行政組織で、長野市を含む3市5町3村の11市町村から構成されている。

より安全で安心して暮らせるまち

まちづくりの方向性

災害、犯罪等が多発し社会不安が広がる中において、市民の生命・財産を守り、だれもがより安全で安心して暮らせる住みよい地域社会の実現を目指します。

< 施策の視点 >

- ・市民、地域、事業者、関係機関及び行政の相互連携による防災・防犯の取組の推進
- ・災害、犯罪等に対する備え、知識及び危機意識の共有

1 災害に強いまちづくりの推進

- ・地震や風水害等の災害に関する具体的なデータの開示など、適切な判断材料の提供により、市民の防災意識の高揚を図ります。
- ・市民、地域、事業者、関係機関及び行政の適切な役割分担による総合的な防災体制を整備します。
- ・災害の未然防止に向けて、治山・治水対策を推進するとともに、都市排水施設を整備します。
- ・火災や事故に迅速かつ的確に対応するため、消防・救急・救助体制の充実を図ります。

2 より安心して暮らせる安全社会の形成

- ・交通安全教育や交通安全対策の推進により、交通事故のない安全なまちの実現を目指します。
- ・市民の防犯意識の高揚と、地域ぐるみの防犯対策の推進により、犯罪の起こりにくいまちの実現を目指します。
- ・消費生活に関する情報提供や相談体制の充実を図り、消費者の安全を確保するとともに、食品、薬事等の生活衛生対策を推進します。

都市排水施設・・・市街地の雨水を排除する排水路及び雨水を一時的に貯留する
雨水調整池